

軽自動車税(種別割)は納期内に納めましょう

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に、その年度分の税金が課されます。また軽自動車税(種別割)の納期は5月31日となります。

軽自動車税(種別割)の減免について

心身に障害のある方が使用する軽自動車、もしくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。

受付場所 税務課 町民税係

受付期間 軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日から納期限(5月31日)までとなります。(発送予定5月10日)

必要書類

- ・軽自動車税(種別割)の減免申請書(税務課窓口にあります)
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・運転する方の運転免許証
- ・個人番号カードまたは通知カード(納税義務者)
- ・納税義務者の身分を証するもの(運転免許証・健康保険証・介護保険証等)

問合せ 税務課 町民税係(内線141・142)

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレートーチの展示会を実施します

東京2020オリンピックの機運醸成を図るため、聖火リレートーチの展示会を行います。聖火リレーのトーチを間近で見ることのできる、またとない機会ですので、ぜひ会場へ足をお運びください。

会場 大洗町役場1階ロビー

日時 6月6日(日)、7日(月)の2日間

10:00～16:00

展示物 オリンピック聖火リレートーチ、パラリンピック聖火リレートーチ、聖火リレー関連資料

問合せ まちづくり推進課 ☎267-5109

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

事業者の皆様へ＜国・県制度のご案内＞

国や茨城県では、緊急事態宣言や時短営業などの影響により売上げが大きく減少した事業者様を対象に、一時金制度(支給)を行っております。

○中小法人・個人事業者のための一時支援金(国制度)

申請対象: 次の①と②を満たす事業者

①国の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること

②令和元年比または令和2年比で、令和3年の1月、2月または3月の売上げが50%以上減少

※地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

給付額: 中小法人………上限60万円、
個人事業者等…上限30万円

申請期限: 5月31日(月)まで

問合せ: 中小企業庁 一時支援金事務局相談窓口
☎0120-211-240(土日祝含8:30～19:00)

○茨城県事業者支援一時金(県制度)

申請対象:

令和3年1月又は2月の売上高が前年同月比(又は前々年同月比)で50%以上減少した、以下のいずれかに該当する事業者

①県の営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者

②県の外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

支給額: 1事業者あたり一律20万円(1回限り)
※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です。

申請期限: 5月31日(月)まで

問合せ: 茨城県 事業者支援一時金相談窓口
☎029-301-5558(平日9時～17時)

島根県松江市大規模火災災害義援金の募集について

4月1日に島根県松江市島根町において発生した大規模火災により多数の住宅が全焼するなど大きな被害が発生し、同市に災害救助法が適用されました。

この災害にともない、大洗町共同募金委員会(大洗町社会福祉協議会内)では被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行うことになりました。皆様のご協力をお願いいたします。

募集期間 5月31日(月)まで

問合せ 大洗町社会福祉協議会 ☎266-3021

「人権擁護委員の日」について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間人で、地域の皆さんからの人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、地域住民の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。この制度は、官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度で、諸外国には例を見ないものです。現在、14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

【各種人権相談窓口】

①みんなの人権110番 ☎0570-003-110

②子どもの人権110番 ☎0120-007-110

③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

④インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

※①～③開設日:月曜日～金曜日まで毎日(休日除く)
相談時間:8:30～17:15

④受付時間:24時間

問合せ 秘書広報課(内線212)